

学校いじめ防止基本方針（令和5年度版）

亀山市立井田川小学校

Ⅰ いじめに対する基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」最終改定 平成29年3月14日 文部科学省）

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるものである。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門 家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

（1）「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年代表、養護教諭、特別支援コーディネーター等によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。また、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者等が委員会に加わる。

（2）当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止対策のための具体的な取組

(1) いじめ未然防止のために

① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

イ 児童に対して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

ア いじめの加害者の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分、分かりやすい授業づくりを進めていく。また、児童の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。

イ 一人ひとりの児童がストレスに適切に対処できる力を育む。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

ア 全ての児童が、「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことができるよう、子ども自身の自己有用感が高められるよう努める。

イ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設ける。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

ア 児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

イ 全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は適切な指導・支援を行う。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

ア 日常的な児童への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

イ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む

ウ 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

② 保護者との信頼関係を確立し、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換を綿密にする。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではない」との相談や訴えがあった場合には、すぐに事実確認を行い、いじめの疑いがある行為には適切な関わりを持つとともに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

イ 発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校長に報告し、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、学校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校長はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。同時に、保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をとる。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

⑥ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも以下の2点の要件が満たされている必要がある。但し、その場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。但し、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。その際、教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する。また、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

「いじめが解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に当該いじめの被害・加害児童を注意深く観察していく。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう依頼する。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

PTAや地域の各種会議等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校だよりや教育協議会だより等を通して協力を呼びかけたりしながら保護者・地域との連携を推進していく。

また、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者・地域が連携し、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進できるよう努めていく。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると

認められるとき」、②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」をいう。

①については、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等のケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は校長の判断により迅速に調査する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長は、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、教育委員会や関係機関の指導、支援を受けながら、調査を行い事態の解決に当たる。調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。

(3) 重大事態への調査

学校又は教育委員会の調査機関が当該重大事態に関する調査にあたる。重大事態の内容により、鈴鹿児童相談所、亀山警察署、津地方法務局等への参加要請を行う。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、児童が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月文部科学省)」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は学校の設置者が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

ウ 児童の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

(4) 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、教育委員会及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

① 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

② 調査主体（組織の構成、人選）

被害児童・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。説明を行う中で、被害児童・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童・保護者に対して説明すること。

④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童・保護者に対して説明すること。その際、被害児童・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

ア 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。

イ 被害児童・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。

ウ 被害児童・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケート 調査等で得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明すること。

エ 調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。

オ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童・保護者の同意を得ておくこと。

調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る事。調査により把握した情報の記録は、亀山市の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。

（５）調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- ② 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮することは必要であるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ③ 調査結果については、亀山市長に報告する。
- ④ 調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合、当該児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、亀山市長へ報告する。

（６）再調査

- ① 亀山市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- ② 再調査に必要な組織（亀山市いじめ再調査委員会）については、亀山市長が設置する。
- ③ 亀山市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、亀山市長は再調査の結果を議会に報告する。